

題 名：家屋の届出についてのお知らせ

本 文

税務住民課税務係から、家屋の届出についてのお知らせです。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在でその所有者に課税されます。

住宅や事務所、店舗、工場、納屋、農業用の倉庫など、家屋を新築や増改築したときは、役場の家屋評価を受ける必要がありますので、必ず役場税務住民課税務係（電話6－5111 内線118、117）までご連絡ください。

また、家屋の一部や全部を壊したときや、未登記家屋の所有者を変更したときも、届出が必要です。

この届出をしないと、来年度も今年度に引き続いて課税されますので、ご注意ください。

毎年、数件ではありますが、所有者の皆様から「何年か前に建物を壊したのに、今も課税されていると思わなかった。」とお話をいただくことがございます。

そのため、7月1日に役場から所有者の皆様にお送りしている納税通知書などをあらためてご確認ください。

以上、家屋の届出についてのお知らせでした。